

## 新中崎分署建設基本設計概要版に対する意見公募結果

明石市消防局総務課

2024年（令和6年）4月8日（月）から2024年（令和6年）5月7日（火）まで意見募集を行いました。

寄せられたご意見及び市の考え方につきましては、以下のとおりです。

### 1 募集結果

12名の方から63件の意見を頂きました。

### 2 意見概要と市の考え方

※ 提出していただいたご意見は、関係する項目ごとに集約しております。

※ 個別施策の提案、要望につきましては、実施設計を行う中での参考といたします。

#### (1) 建設整備の方針について

| No. | ご意見の概要  | 意見に対する市の考え方  |
|-----|---|--|
| 1   | 新中崎分署の建設という選択肢の他に、現中崎分署を耐震化とリニューアルの工事によって30年程度延命化するという選択肢があります。後者の選択肢を選ばなかった理由を基本設計に記載すべきです。                            | 耐震化及び改修工事については、移転新築と比較して消防施策上及び費用対効果の面からメリットが低いと判断し、選択しておりません。<br>現中崎分署は新中崎分署建設予定地よりも海抜が低く津波への警戒や液状化の恐れがあります。また、令和元年12月に実施された市役所新庁舎建設基本計画(素案)に対する意見公募の中で、「中崎分署を建て替えるのであれば、国道28号に直接及び水平に面した敷地でなければならない(現分庁舎の北側が最適である)」との意見もありました。市として検討の上、移転に向けた取組を進めております。 |
| 2   | 市長、政策局及び消防局がこれ以上の法令違反をしないで済む唯一の方法は、中崎緑地における開発行為を断念して、そして、現中崎分署の耐震化及びリニューアルの工事を実施することです。この二つの方法の他に選択肢があれば、代替案を市民に示すべきです。 | 現中崎分署は新中崎分署建設予定地よりも海抜が低く津波への警戒や液状化の恐れがあります。新中崎分署の建設にかかるこれまでの取組については、法令に反しておらず、今後の取組についても当然、法令を遵守し、パブリックコメントで頂いたご意見を参考に実施設計を進めてまいります。   |
| 3   | 計画を読んで、現状の建物が耐震性など多くの問題を抱えていることを認識しました。消防分署は市民の命と健康を守る活動拠点です。私も有事の際に何度もお世話になり感謝しています。                                   | 近年、日本各地で地震や水害などにより大きな被害が発生しています。今後30年以内に70%から80%の確率で発生するとされている南海トラフ地震においても明石市は大きな被害が想定されています。  |

|   |   |
|---|---|
| <p>こうした計画や設計について、市民の声を聴く機会を与えて頂くのは素晴らしいと思います。一方で、施設の性質上1分・1秒を争う事態も想定されますので、消防職員が災害や救急対応のため活動しやすいよう設備や動線含め現場サイドで考慮された案を最大限汲み取る必要があると思います。</p> <p>以上のことから、基本設計について、案のとおりに支障なく新分署が建設されることを祈っております。</p> | <p>ご意見のとおり、現在の中崎分署棟は耐震性の不足や老朽化が進行しているため、災害対応拠点として早期に建替えを進めたいと考えております。</p> <p>建物や設備等につきましては、他市の庁舎を参考にするほか職員からの意見も取り入れた計画としており、スケジュールどおり工程が進むよう引き続き取組を進めてまいります。</p> |
|---|---|

(2) 事業スケジュールについて

| No. | ご意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|--|
| 4   | <p>市行政は、基本計画を策定するにあたっては、道路管理者に事前の相談を済ませておくべきでした。その手順を手抜きした結果が、令和6年3月に至って、修正前の基本設計では3階建であった建物の突然の4階建の建物への変更です。そもそも、新中崎分署の設置を目的とする開発行為の対象地として選択した中崎緑地は、都市計画法上、適地ではなかったのではないかとの疑念を禁じ得ません。そこで、基本計画を策定するにあたって、道路管理者の同意を得るためにどのようなスケジュールを予定していたのかを市民に対して明らかにすべきです。</p> | <p>基本設計を行う中で、1階車庫の階高を有効に活用し、1階車庫の一部に階層を設けることで4階建となっておりますが、建物の高さは当初と変更はありません。</p> <p>なお、新中崎分署は国道沿いに建設することから、協議以前に基本計画段階で国道事務所に事前相談を行い、適宜アドバイスをいただきながら設計を進めてまいりました。</p>  |
| 5   | <p>事業スケジュールの中に、開発行為にかかる県との協議が終了する時期を記載して下さい。(都市計画法第34条の2の適用)</p> <p>市民が提出した公開質問状に対する消防局の回答は、開発許可権限は中核市になってから市にあるので、市長との協議で成立したとしている。明石市に開発許可権限が与えられたのは20年以上前であるとしています。また都市計画法に定める開発許可の代わりとなる開発協議は、中核市と兵庫県知事との間で行われます。</p> <p>消防局は、事実誤認と法解釈の誤りを認め</p>             | <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)(以下「法」という。)第34条の2第1項に、国又は都道府県、指定都市等が行う都市計画区域内における開発行為については、「都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があつたものとみなす。」と規定されているところ、法第29条第1項に「都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)」と規定されており、法第34条の</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>るべきではないか。</p> <p>当該協議が終了後に、開発内容を説明するお知らせ版を設置してください。</p>  | <p>2は法第29条と同じ法第3章第1節に規定されています。</p> <p>よって、法に定められているとおり、中核市である明石市においては、法第34条の2における協議は、都道府県知事ではなく当該指定都市等の長である明石市長と行うこととなります。</p> <p>開発行為にかかる協議が終了する時期については、実施設計における各関係部署との詳細協議によるため基本設計の段階では記述しておりません。また、お知らせ板の設置については、公的開発事業の計画の届出を行う時期に設置を予定しております。</p>   |
| 6 | <p>事業スケジュールの中に意見交換会手続の実施時期を記載して下さい。</p> <p>市民が提出した公開質問状に対する消防局の回答は、新中崎分署建設は市民参画条例第6条第2項の対象にはならないが、市民の関心が高い事項なので、市長の判断に基づく第1項を適用して説明会を開催したとしております。しかし、当該建設による、良好な景観の損壊、憩いの公園の除去、地球温暖化防止に有用な樹木のすべての伐採、市道と国道を結ぶ3つの歩行ルート全廃、消防車両の増車が不可能な建物設計及び信号機前の駐車禁止区域間の設定は、第2項第5号に定める市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある事業であることは明白です。そこで、消防局にはこれらが重大な影響でないことを説明する責任があります。消防局が、説明が出来ないのであれば、当該建設は、市民参画手続の対象事項という結論になります。</p> <p>対象事項については複数の市民参画手続を実施することが必要です。そして、基本計画に対する意見交換会手続は実施されていますが、基本設計は基本計画から大幅に変更されています。この二つの理由から、基本設計に対する意見交換会手続の開催を強く要請します。</p> | <p>新中崎分署建設につきましては、市役所新庁舎整備を検討する中であわせて検討を開始したことから、市役所新庁舎建設基本計画(令和2年3月)の策定に向けた取組において整備場所の考え方を示し、意見公募手続を実施したほか、意見交換会や個別説明を行うなど、近隣住民の方々のご理解を得ながら手続を進めてまいりました。</p> <p>建設予定地につきましては、明石市都市計画審議会による審議結果を踏まえた公園の都市計画変更を経て、新中崎分署建設予定地としております。</p> <p>建物につきましては、ZEB Ready建築物として認証取得を目指しており、緑化計画や太陽光発電システムの導入等、環境負荷低減のための積極的な取り組みに努めております。</p> <p>新中崎分署は管轄エリアや出動体制を縮小することなく市民の安全安心の確保を継続できることや、移転先において、代替緑地の確保や円滑に消防車両が出動できるような設計にするなど、市民生活に影響を及ぼさないよう配慮したものとなっております。</p> |

(3) 設計の方針・景観計画について

| No. | ご意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|--|
| 7   | <p>昨年作成されていた基本設計が今年になって修正されています。主な修正箇所及び修正の理由を市民に対して説明すべきです。</p>   | <p>令和3年1月に策定し、令和5年1月に改定を行った基本計画をもとに、令和5年7月から令和6年3月にかけて基本設計を進めてまいりました。この度、基本設計がまとまったため皆様にご意見をお伺いしているところです。</p> <p>なお、基本計画は設計を始める前の大きな方針や目標を定めたものであり、その方針や目標をもとに、より具体的な検討を重ねながら基本設計を行っております。</p>   |
| 8   | <p>明石市都市景観条例第2条は、都市景観の形成とは、明石の歴史性及び地域性を生かし、明石らしい個性豊かで美しい都市景観を保全し、育成し、又は創造することと定めています。しかも、第3条は、市長に対して、市行政が公益施設（新中崎分署）の整備を行う場合には、都市景観の形成に先導的役割を果たすという努力義務を定めています。</p> <p>中崎緑地は、明石城下のまちづくりに深いかかわりを持つとともに、白砂青松の名残を残す地域性を有しています。この中崎緑地を保全することが、まさに都市景観の形成です。新中崎分署の設置は、この第2条の規定に明らかに反しています。都市景観の保全についての消防局の見解を基本設計に記載してください。</p> | <p>新中崎分署建設にあたり、明石市都市景観条例の趣旨に則り、本市の都市景観アドバイス会議で協議していただき、配置計画、ファサード、夜間の景観、緑地等、様々な視点からアドバイスをいただいております。</p> <p>市役所新庁舎の計画内容を踏まえるとともに、建物外観について近接する建物との連続性を考慮すること及び敷地内の緑地配置につきましては周辺緑地との一体性に配慮するなどのアドバイスを受け、可能な限り基本設計に反映しております。</p> <p>既存の緑地は減少するものではありませんが、周辺緑地や周辺建物との調和を考慮した新しい景観を創出するものと考えております。</p> |
| 9   | <p>中崎分署敷地内において最も緑化が必要なのは、市道明石中央53号線沿いです。新中崎分署の設置によって優れた景観を創っている緑地ラインを分断しないために、ここに道路歩行者の転落防止を兼ねた幅1.5mほどの植栽柵を設置することを提案します。</p>   |  |
| 10  | <p>中崎緑地は明石市都市景観条例に基づく景観保全地区になっている。その緑地景観を市自らの手で壊すことについての責任をどう説明するのか？また、担当部署としての痛みは感じないのか？</p>  |  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 11 | <p>明石市都市景観形成基本計画において、中崎緑地は、公園緑地ゾーンに位置付けられた憩いのポイント（都市公園）になっています。新中崎分署建設予定地は、その利用が少ないことを理由に公園を廃止したとしても緑地ゾーンであることには変わりません。消防局の見解を基本設計に記載してください。</p>  | <p>現行の明石市都市景観形成基本計画につきましては、平成22年11月に策定されたものです。その後、全市的な都市計画公園の見直しを実施し、新中崎分署建設予定地は令和3年の見直しにより、公園の都市計画を変更しています。よって、今後景観の計画につきましても、公園・緑地ゾーンの見直しを行う予定です。</p>   |
| 12 | <p>並行して建設される市役所新庁舎の真向かいに4階建ての消防分署を建てることによって、新庁舎の最大の特徴とされている「海とまちの南北軸」を断ち切ることになる。新庁舎から北側の視界を遮ることになり、巨額の建設費を投入して建設する新庁舎の景観的価値を損ない、新庁舎の周辺整備やランドスケープ整備の障害になる。その責任をどうとるのか？</p>   | <p>「海とまちの南北軸」とは、市役所新庁舎の設計コンセプトである「まちと海をつなげる庁舎」を指していると考えますが、市役所新庁舎では、建物1階に見通しの良い通路、建物南側に海までつながる通路をそれぞれ設置するなど、市役所新庁舎敷地内に北側の「まち」と南側の「海」をつなぐ軸線を通すことで、市民に親しまれ、気軽に利用される庁舎を目指すものであり、敷地外の土地（新中崎分署建設予定地）や市役所新庁舎から北側への視界まで含んだ考え方を表したものではありません。</p>                    |
| 13 | <p>「市庁舎の真ん前に消防分署があることは問題」です。新市庁舎への人の流れは北側からです。市庁舎の建物を目前にした人たちは、その真ん前に新中崎分署がデンと上座に構えているという印象を持つと思います。例えば、母屋の前にトイレやシャワールームと言った水回りの設備が鎮座しているという具合です。いかに消防署が救急救命に重要だとしても、それは縁の下の力持ち的な存在だからこそ敬愛されるというものではないでしょうか。また、敷地の計画図を見たり、道路幅を考えたりすると、消防車がスムーズに動くようには思えません。広さの問題だけではなく、道路の交通への（交通からの）影響を懸念してしまいます。当初とは事情も状況も変わったのですから、計画をやり直して下さい。現在の場所で十分に機能を果たせるのではないのでしょうか。今なら、まだ間に合います。</p> | <p>市役所新庁舎は、景観の良い南側に来庁者用駐車場（暫定）やバス停を整備する計画としており、明石駅から徒歩で来られる方の主な経路も踏まえ、南側をメインエントランスとしております。</p> <p>一方、南側だけにエントランスを設けると、遠回りをしないといけない方もおられるため、北側にもエントランスを設けております。</p> <p>なお、新中崎分署につきましては、署所配置、出動経路、自然災害対策等、様々な条件を総合的に判断して本市消防行政を推進する上で、現予定地が適地であると考えております。</p> |
| 14 | <p>明石市緑の基本計画の施策方針において、新中崎分署建設予定地の公園を含む中崎緑地</p>  | <p>雨水一時貯留施設については、実施設計において検討してまいりたいと考えております。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>一帯を雨水一時貯留施設として活用・整備するための改修や整備を行うと記載しています。新中崎分署内に雨水一時貯留施設として機能するための設備を設置すべきです。</p>   |   |
| 15 | <p>明石市の貴重な歴史的遺構である中崎緑地に、市自ら初めて4階建ての公共建築物を建設して、歴史的遺産を破壊することについての責任を、どう説明するのか？痛みを感じないのか？</p>   | <p>新中崎分署建設予定地は海岸線を埋め立てた場所であり、国道28号の開通や現市役所庁舎の建設時に土砂置場等として利用された後、造成や植樹により現在の形態になっているものです。</p>  |
| 16 | <p>『【意見募集】「新中崎分署建設基本設計概要版」について』に、「市役所新庁舎の整備に合わせて」とあります。「整備に合わせて」が意味するところは、一体化した計画を意味していると理解します。</p> <p>現市役所は、明石駅を含む中心市街地から徒歩では遠い。本庁舎でしか解決できない業務をかかえている市民には遠い。障がいがある人、気持ちが落ち込んでいる市民、高齢者にはなお遠い。タクシー、バス等、交通機関を必要とすれば、それ相当の費用負担がかかる。しかし、国道28号線に面することになる新市役所の北出入口から中崎緑地へのアクセスを改良し、北庁舎（旧保健センター）に向かい、さらに、駅方面の街路を改良ないし快適にすれば、「遠い」というイメージを払拭することは可能だ。「市役所が近い」は市民生活では極めて重要だ。しかるに、この新分署計画では、現在の障がい者誘導路を廃止している。四階建て庁舎は高さ18m弱は視界をさえぎり、緊急出動に備える車列は威圧感を与える。</p> <p>新市役所は南側をメイン出入口とし、北側はタクシー利用に誘導させている印象がある。歩行者は新分署を迂回せざるを得ない。防災等で市民に必要な施設でありながら、日常的には市民に負荷をかける配置になるのは納得できない。現行施設を改良する、または他に適切な候補地を検討すべきである。</p> <p>繰り返しになるが、一体化整備について、中</p> | <p>建設につきましては、市役所新庁舎整備を検討中であわせて検討を開始したことから、市役所新庁舎建設基本計画（令和2年3月）の策定に向けた取組において整備場所の考え方を示して意見公募手続きを実施し、頂いたご意見を踏まえて検討した結果を明石市議会に報告した上で決定したものです。</p> <p>景観につきましては、明石市都市景観条例の趣旨に則り、本市の都市景観アドバイス会議で協議していただき、市役所新庁舎の計画内容を踏まえるとともに、建物外観について近接する建物との連続性を考慮すること及び敷地内の緑地配置につきましては周辺緑地との一体性に配慮するなど、配置計画、ファサード、夜間の景観、緑地等、様々な視点からアドバイスをいただき、可能な限り基本設計に反映しております。</p> <p>歴史的な価値につきましても検討を行い、海岸を埋め立てた場所であること等の敷地背景から歴史的な保全が必要な場所ではないと判断しており、明石市都市計画審議会による審議結果を踏まえた公園の都市計画変更を経て、新中崎分署建設予定地として建設に係る取組を進めております。</p> <p>なお、分署の規模につきましては、現中崎分署の組織体制を縮小することなく、現在実施している災害対応を継続できるものとしており、設備等につきましては、他市の施設を参考にしながら実働する職員の意見を聴取し検討しております。</p> |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>心市街地から北庁舎、中崎緑地（中崎公会堂までの歴史的史跡を含む）、そして新市役所までのアクセス整備を市民は歓迎するだろう。こうしたことが、市民主体の防災・安全安心に結びつくのではないか。新分署の中崎緑地一部占有は弊害でしかない。</p>   |
| 17 | <p>分署の建設予定地は、中崎緑地と公園内の敷地だった場所である。その位置に建設する高さ 17メートル余の 4 階建てビルを、北側の緑地内東西市道との境界線ギリギリに建てることによって、市道通行者の安全確保に支障が生じ、通行者に圧迫感を与える。常識的には、4 階建てビルの北側は敷地に余裕を持たせて緩衝空間を確保するのが通常の開発、建設条件だが、基本設計では常軌を逸する設計になっている。このような設計が許されるのか？</p>     |
| 18 | <p>新中崎分署は、市道明石中央 53 号線の南側に沿って、非常に道路に接近した位置に設置されます。長さ 43m、高さ 17m の建物です。当該市道を通行する人からこの中崎緑地を見通せば、この建物は、中崎緑地の樹木のラインを断ち切り、緑地の景観をぶち壊す存在です。そして、43m にわたり日陰をつくるために道路の反対側の樹木の生育にも影響を及ぼすのは明らかです。このような結果に対する消防局の見解を基本計画に記載してください。</p> |
| 19 | <p>新中崎分署を設置する場所は、都市景観形成基本計画に定める公園緑地ゾーンの憩いのポイントに含まれています。そして、市道明石中央 53 号線には歩道空間が設けられていません。環境に優しい文化的な市街地づくりには、道路に面した建築物の壁面の後退（セットバック）が欠かせません。公益施設である新中崎分署の場合は、せめて、東隣のマンションの北壁面の位置まで後退（セットバック）すべきです。</p>                      |
| 20 | <p>基本設計には、市道明石中央 53 号線の南側</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>の法面は、切り立ったコンクリート仕様の様です。そして、人や自動車の転落防止のための金網フェンスやガードレールが当該市道の南側に沿って設置されるものと思われます。これらの人工物は中崎緑地の緑の環境及び景観とはまったく異質です。これでは、都市景観形成基本計画に定める公園緑地ゾーンの憩いのポイントも台無しです。また、歩道のない道路に金網フェンスやガードレールを設けることは、走行する自動車が左に寄せた場合、歩行者及び車椅子通行者にとって、とても危険な道路形態です。せめて、2 m程度の幅員を有する歩道を、当該市道の南側の新中崎分署の敷地の区間だけでも設けるべきです。</p>   |  |
| 21 | <p>これ以上は「歴史的な貴重な場を削らない」ようにして下さい。中崎緑地は、400年前に明石城を築いた折りに、土砂を積み上げることで防波堤としての役目を兼ねて造られたとのこと。明石が城下町であることを示す中崎緑地は史跡として、今後も大事にしなければ…私たちが疎かに扱っては未来の人たちに申し訳が立ちません。</p>  |  |
| 22 | <p>・「耐震性能の不足や老朽化が進行していることなどを踏まえ、市役所新庁舎の整備に合わせて」となっているが、市民の安全を守るという重要施設を市役所の建てかえと同時にやろうという安直な市政に驚いた。</p> <p>・外観から見ても「この建物、大丈夫?」と思っていたので、課題については十分承知している。それだけに、市役所の新庁舎より先行して建てかえが必要だと考える。大阪や神戸などの分署は、出勤に影響を及ぼすことのない最低でも2車線道路に面している。明石市の行政は消防署の位置づけを軽んじているのでは?と疑いたくなる。中崎分署の建てかえについては、もっと慎重に再考してください。</p> <p>・「明石駅周辺を中心市街地を含む市内東部を管轄する分署としての責任を十分に果たせる</p> |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>べき強い施設とすることは勿論ですが、消防活動上必要な規模のみとすることで、現中崎分署棟よりもコンパクトでスリムな庁舎として整備します。」となっているが、コンパクトでスリム化を強調し、本来の業務への負担や支障が起きないのか気になった。建設費用まで削られているのではと不安になる。規模・設備について、職員の方たちの声を丁寧に取り上げたのか知りたい。</p> <p>・昨今の甚大な災害から鑑みても、市民にとって欠くことができない消防や救急の出動場所が、なぜ市民生活から離れた中崎緑地でないといけないのか不思議である。その上、敷地が狭く、道路幅も狭いなどの条件の悪さから考えても、あの場所は相応しくないと思う。ある高齢者は「あの緑地は散歩に最適なんや」と言われていた。市役所の周辺は海側だけでなく、山側にも市民の憩いの場があって当然。とくに歴史ある緑地を壊すことは「SDGs」が叫ばれる時代に恥ずかしい。「公園なら明石公園がある」と言われそうだが、あそこは日比谷公園のように大人が一息つきたいと思える場所ではない。中崎緑地は数少なくなった遺産としても、大切に保存して欲しい場所である。</p> <p>新中崎分署は、早急に予定地より相応しい場所を再考してください！！</p> |  |
|---|--|

(4) 構成イメージ・配置計画について

| No. | ご意見の概要  | 意見に対する市の考え方   |
|-----|---|---|
| 23  | <p>自然保持以上に問題なのは、分署の東、北に住む住人住居への、騒音問題です。今も浜国道を走る救急車、消防車のサイレンにビックリし、耳は驚き、目も走ります。</p> <p>分署建設予定の近辺住人の声をアンケートに取り、市広報に掲載して下さい。気持ちよく、建設を受け入れる住民はいません。静かな生活を妨害しないで欲しいものです。近辺に住む知人は、住居に近いトコではなく、住民に</p> | <p>消防車や救急車は道路交通法に定められた緊急自動車であり、国道28号は移転後も緊急走行を行う経路となります。</p> <p>なお、近隣住民の方々の住環境に配慮し、新中崎分署の出動指令放送用スピーカーは屋外への設置はいたしません。</p> <p>工事期間中も含め、今後も、近隣住民の方々の住環境には最大限配慮を行ってまいります。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | 迷惑のかからない場所に、と言っています。市役所の建て替えがあり、そこにできる空きスペースがあるじゃないか、の意見が多いです。  |  |
| 24 | <p>夕方、犬の散歩に消防署脇を通りますが、一般道路を消防署員の方が走っておられます。ほとんど人通りのない道なので自由に走れますが、移転したら、予定地の北の道が、コースになるんですか。それなりに車も走り、通行する人、自転車もそれなりで、もう走ることは不可能です。地域住民のアンケートを正しく取れば、圧倒的に反対表明されます。こんな意見募集ではなく、長く暮らす住民たちの直接意見を取って、判断されたらいいのでは。その方法が恐怖で、こんな面倒な意見募集をされているのでしょうか。一軒一軒、訪問し、住民の意見を直接、アンケートして下さい。個数は、多くありません。</p> <p>以上、地域住民として、絶対反対表明します。よろしくをお願いします。</p> | <p>消防署員は消火や救助技術の維持向上のため、訓練や体力錬成を行う中で、ランニングは中崎分署以外の分署においても、付近住民の方々に迷惑にならないよう庁舎周辺道路で実施しております。移転後も安全に十分配慮したうえで実施させていただきます。</p> <p>近隣住民の方々への説明としまして、予定地東側に隣接する店舗、マンション、相生町町内会役員の方々には移転計画について説明を行ってまいりました。</p> <p>また、すでに実施済みですが予定地の境界確定、土質調査の際に回覧でお知らせしており、改めてアンケート等による調査は考えておりません。</p> |
| 25 | 新庁舎北玄関前の国道が「緊急車両用の駐車禁止ゾーン」に表示される。市役所に乗り付けた車が、停車して人も降ろせないことになる。分署の建設場所として、適切でないと考えないのか？  | 市役所新庁舎の一般車両車寄せスペースは、庁舎南側に計画されています。   |
| 26 | 消防車両の転回スペースが拡げられています。この対応によっても、車長 11m の大型車両の入庫の際に、誘導する職員と国道 28 号線の利用は必要と思われる。   | 大型車両及びその他車両の入庫については、基本設計の中で後退時の軌跡を検証し、敷地内だけで安全に入庫ができるように設計しています。また、車両後退の際は安全のため必ず車両後方に誘導員を配置することになっております。  |
| 27 | 高層マンションが増加しているので、はしご車両や高所放水車両の増車が必要になります。したがって、それらの大型車両の駐車区画を確保すべきです。   | 消防車両の増車は市の政策や財政等に大きく関係しており、現在、中崎分署に大型のはしご車等を増車する計画はありません。分署に配置している水槽付き消防ポンプ自働車は、狭隘な道路でも進入可能となるよう、機能は落とさず小型化を図っております。   |
| 28 | 分署の建設用地として不適な理由はほかにもある。敷地ギリギリ一杯の建設のため、中心市街地を管轄する分署として、将来大型消防車などの増車が必要になっても、車庫を増設する余地がない。災害時や応援車両が来た際  | <p>また、新中崎分署は西側の訓練エリアも駐車スペースとして活用できますので、他署所の車両を駐車することが可能です。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>にも分署敷地に入るのは不可能。こんな敷地では重要な消防拠点の機能が発揮できない“世紀の選択の誤り”になりかねない。</p> |  |
|--|--|

(5) 環境計画について

| No. | ご意見の概要  | 意見に対する市の考え方   |
|-----|---|---|
| 29  | <p>明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第3条は、市の責務として、市は自ら行う事業（新中崎分署の設置）の実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境の保全に配慮するものとするとして定めています。同条第2条には、基本理念として、環境の保全は、市が自らの活動（樹木の伐採）と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、推進されなければならないと定めています。</p> <p>また、地球環境保全は、市が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動（新中崎分署の設置）において積極的に推進されなければならないと定めています。</p> <p>以上の二つの条文に照らし合わせると、中崎緑地の樹木を伐採して、そして、巨大な建物を設置する活動は、市の活動として当該条例に違反していることは明らかです。市長は、市の新中崎分署の建設が当該条例に違反していないと判断する根拠を市民に提示すべきです。</p> | <p>新中崎分署の建設により減少する緑地については、明石港東外港地区との一体的な土地利用を検討する中で、兵庫県とも協議しながら引き続き緑地の確保について検討してまいります。</p> <p>また、新中崎分署建設予定地にある樹木につきましては、枯れが著しい樹木や移植しても活着の可能性が低い樹木などを除き、中崎遊園地内に移植する予定です。</p> <p>なお、新中崎分署は ZEB Ready 建築物として認証取得を目指しており、緑化計画や太陽光発電システムの導入等、環境負荷低減のための積極的な取り組みに努めております。</p> |
| 30  | <p>明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第25条は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業で、環境への負荷の大きい事業を行おうとする事業者に対して、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価する環境影響評価を実施することを義務付けています。市長は、土地の形状の変更及び建築物の新設を行おうとする事業者です。したがって、その事業に係る環境影響調査を実施して、その調査結果を公表すべきです。</p>   | <p>明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年条例第22号）第10条は環境影響評価、同条例第25条は土地の形状の変更等を行う事業者の配慮義務について規定されております。本案件においては、市及び県の関係部署と協議し、環境影響評価の対象外の事業であることを確認しております。</p> <p>また、環境に対する配慮としては、建物自体を省エネルギーに配慮した ZEB Ready 建築物とする計画であること、緑化計画や太陽光発電システムの導入等、環境に配慮した計画とする整備方針であることを記載しております。</p>   |
| 31  | <p>明石市の環境の保全及び創造に関する基本</p>  |   |

|   |  |
|---|--|
| <p>条例第 25 条は、そして、事業者である市長に対して、環境影響評価の結果に基づいて、その事業に係る保全及び創造について適正に配慮することを求めています。したがって、市長は、どのような配慮を予定しているのかを基本設計に記載すべきです。</p> |  |
|---|--|

(6) 平面計画・立面計画について

| No. | ご意見の概要  | 意見に対する市の考え方   |
|-----|---|---|
| 32  | <p>基本計画では 3 階建てになっていたのが、基本設計では 4 階建てになり、ぎりぎりの狭い敷地条件の中で周辺に威圧感を日影障害をもたらす建築物になっている。もともと、分署建設には無理な敷地条件だったため、基本計画では転回スペースが足りなく、国道管理者から許可を得られなかったため、より一層厳しい設計になった。もともと分署建設用地としては不適切であったことを認めて、計画を練り直すべきではないか？</p> | <p>基本設計を行う中で、1 階車庫の階高を有効に活用し、1 階車庫の一部に階層を設けることで 4 階建となっておりますが、建物の高さは当初と変更はありません。</p> <p>なお、転回スペースは建物の詳細な設計を進めるなかで確保したものであり、国道管理者から許可が得られなかった事実はございません。</p>                                      |
| 33  | <p>基本設計の当初の説明では、建設費用を抑えるために 3 階建にしたということでした。修正後も各室を 3 階建ての中に収めるべきです。</p>  |   |
| 34  | <p>修正前の基本設計では、1 階に救急仮眠室 3 室、資機材庫は 4 室、洗濯室は 2 室の設置が予定されていました。修正後の基本設計では、救急仮眠室がなくなり、資機材室が 2 室に、洗濯室が 1 室に減っています。修正前には必要とされていた室が、修正後には不要になっています。このような変更は、救急及び消防の能力にマイナスの影響があるものと思います。消防局の見解を示してください。</p>        | <p>仮眠室については、救急隊専用のものから、消防隊・救助隊・救急隊のすべてに対応できるものに変更しています。資機材庫については、資機材を効率良く収納させることでコンパクト化できた分、災害対応において重要な車庫や出動準備室等にスペースを割いています。災害事案や救急事案において安全・確実・迅速に活動が行えるよう消防機能を重視し、より良いものを目指して検討を進めてまいります。</p> |
| 35  | <p>非常階段は訓練用階段と共用と考えてよいか。</p> <p>4 階の発電機室の燃料供給はどこから。</p> <p>火の見台（塔）、避雷針（塔）の設置は。（図面？）</p>   | <p>非常時における避難のための階段としましては、建物内の東側階段と中央階段の 2 箇所を計画しており、訓練用屋外階段は訓練のための階段として計画しております。</p> <p>4 階発電機室の燃料供給につきましては、敷地内の地下燃料タンクとなります。</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | 火の見台を設置する予定はありません。避雷針設置につきましては、実施設計において検討してまいります。 |
|--|---|

(7) 外構計画について

| No. | ご意見の概要  | 意見に対する市の考え方   |
|-----|---|---|
| 36  | 中崎緑地の公園敷地として分署予定地の西側に設置されている南北の「スロープ通路」が、分署建設によって閉鎖される。代替通路をどこに確保するのか？公共施設の建設によって、唯一の歩行者通路をつぶしたままにして、行政責任は果たせるのか？   | <p>新中崎分署建設予定地の西側に設置されているスロープは、公園を利用される方々のための通路として整備されたもので、公園としての用途が無くなりますので撤去することとしております。</p> <p>また、予定地北側の市道明石中央53号線北側法面にスロープは整備されておらず、元々市役所等へのバリアフリー化されたアクセスルートではないと考えております。</p> <p>明石駅方面から市役所に来庁される方は、これまでどおり観光道路や国道28号の横断歩道、アンダーパス（バリアフリー工事済）をご利用いただけます。</p> |
| 37  | 新中崎分署の敷地の西側に市道明石中央53号線から中崎緑地へ下って国道28号線の歩道に至る視覚障害者用ブロックのあるスロープが設置されています。このスロープは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の趣旨に沿った施設です。このスロープを廃止する理由を基本計画に記載すべきです。  |   |
| 38  | 基本設計図の駐輪・駐車エリアの北側に通路があります。現在、この通路を多くの人が利用していますが、これは民有地を無断で通行している違法行為です。消防局が、当該エリアを西側に後退させて通路状の工作物を設置すれば当該違法行為を助長する結果になります。したがって、当該エリアの基本設計を修正する必要はありません。一方、市有地のみを通行して市道明石中央53号線から国道28号に至る経路は三つあります。この三つの経路を全廃するのは市民への迷惑を一切考慮しない誠に身勝手な基本設計です。消防局は最低一か所だけでも車椅子で通行できる経路を市有地内に設けるべきです。料理店の西沿いに小さな階段が設けられています。この階段を利用する経路が、当時の市行政が市有地内に確保していた経路ではないかと思われます。したがって、この経路をユニバーサルデザイン |   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | に適合した経路として復活させることを提案します。   |  |
| 39 | <p>従来あった中崎緑地内の歩行者通路がなくなっており、また図面を見る限り建設予定地東側の市道と国道を結ぶ通路もなくなっているように見える。歩行者用の通路を確保すべきであり、庁舎をユニバーサルデザインにするのであるから、市道と国道を結ぶ通路も車いすで利用できる勾配の通路として整備すべきと考える。</p> <p>基本設計の中で、関連施設として通路の整備を明記すべきである。</p> |  |
| 40 | 半世紀にわたって市民会館方面への南北歩行者通路としてきた分署予定地東側の南北通路をつぶして、代替通路をどう確保するのか？   | 新中崎分署建設予定地の東端に、市道明石中央 53 号線と国道 28 号を往来できるスペースがありますが、通路として整備されているものではありません。   |
| 41 | 新中崎分署の東側に市道明石中央 53 号線と国道 28 号線を結ぶ通路があります。この通路は、市役所及び市民会館の利用者にも使用されています。この通路を廃止する理由を基本計画に記載すべきです。   | <p>新中崎分署の建設にあたり、隣接する民有地との境界は造作物等の設置を計画しており、民有地南側は開放性の高いエリアとして駐輪場等の設置を計画しております。</p> <p>現状からの変化が最小限になるよう実施設計において検討してまいります。</p> |
| 42 | 上記の通路には通行権の成立が認められるものと判断していますが、この通行権に対する明石市の見解を基本計画に記載してください。  |  |
| 43 | 上記に記載する通行権の成立を認める見解であれば、通路部分の市有地を買い取って、公用通路にして、移動弱者が安全に歩行することができるように整備すべきです。例えば、手すりを設置すべきです。   |  |
| 44 | 施設の東に来庁者用と思われる駐車スペースが確保されているが、車での来庁者は向かい側にある市役所本庁舎の駐車場を使用することを原則とし、消防分庁舎には身障者用の駐車場のみとすることによりスペースを生み出すことができる。このスペースを市道と国道を結ぶ通路の勾配緩和に利用できるのではないかと考える。  |  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 45 | <p>新中崎分署敷地東側にある市民会館前信号付き横断歩道につながる「南北通路」が、図面を拡大すると隣地境界線ぎりぎりまで、分署の駐車駐輪場が張り出しています。図面からは、この南北通路が廃止される設計のように見受けられます。この南北通路の中崎緑地中央から国道までの土地所有関係は定かではありませんが、おそらく市民会館と市役所が建設された当時から、国道横断歩道とともに市民の貴重な通路として利用されてきたものと記憶しています。この通路を、代替措置なく新分署建設で廃止することは到底許されることではありません。むしろ、この機会に土地所有の状態を整理して、公共通路として明確にするべき責任が市にあります。</p> <p>3月市議会の総務常任委員会でも委員から通路の確保が要求され、その後計画変更されて通路は存続することになったと聞いていましたが、基本設計概要版ではどうなっているのですか？この件についての対応を明確にするとともに、新分署建設と併せて南北通路を正式な「公共通路」として整備する図面を付加すべきではないですか？</p> <p>そうでないと、消防さえよければ、市民や周辺のことは配慮しない「とんでもない公共事業」になってしまいます。</p> |   |
| 46 | <p>駐車場3台、自転車駐輪場3台、二輪車駐輪場16台と記載されていますが、この敷地の東側に通路を設けた場合には台数の変更が必要です。変更後のそれぞれの台数を基本設計に記載すべきです。</p>  | <p>自転車と二輪車の台数は、寸法上の目安として記載しているものです。敷地の利用に変更が生じた場合は実施設計で検討してまいります。</p> |

(8) 緑化計画について

| No. | ご意見の概要  | 意見に対する市の考え方  |
|-----|---|--|
| 47  | <p>消防署の建築や機能については、特に問題ないと思います。</p> <p>ただ、既に都市計画変更は終了してしまっていますが、歴史ある市を代表する都市公園の樹</p> | <p>新中崎分署の建設により減少する緑地については、明石港東外港地区との一体的な土地利用を検討する中で、兵庫県とも協議しながら引き続き緑地の確保について検討してまいります。</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>木を伐採して、緑地を削って分署を建設するわけですから、せめて、県の東外港などで樹木を含む緑地をきっちりと確保して欲しいです。市は県立明石公園の樹木伐採には意見をいう一方、自分の市の公園の樹木伐採は、パブコメで聞いたという理屈で分署建設の名目のもと、いつの間にか行おうとしています。樹木移植、代替の樹木や緑地確保も本気で実施するようには見受けられません。これでは、残念ながら市長の環境や樹木伐採に対する姿勢にも不信感を抱かざるを得ません。</p>  | <p>新中崎分署建設予定地にある樹木につきましては、枯れが著しい樹木や移植しても活着の可能性が低い樹木などを除き、中崎遊園地内に移植する予定です。</p>  |
| 48 | <p>明石市緑の基本計画の目標達成のための緑の配置と施策の都市環境保全(温暖化の防止の方針)において、新中崎分署建設予定地は、海岸線や主要道路等の環境整備による連続性のある水と緑のネットワークの構築(将来計画)の対象区域になっています。既にある樹木をわざわざ伐採すると将来計画の実現が遠のいてしまいます。明石市としては地球温暖化を損なう樹木の伐採は止めるべきです。</p>   |  |
| 49 | <p>中崎に住むので、ほぼ毎日、今提起されている公園筋を散歩しています。今、渦中の公園は、桜、ボケの花等、幾多の花々の咲く場所で、散歩の眼を楽しませてくれています。秋には、紅葉の見事さで、何回も覗きに行き、見上げ感嘆の場所です。特に、近辺では、最も早く咲く桜の名所で、昔は2本ありましたが、今は一本だけです。通りすがりの人たちの楽しみの場所になっています。どこに潜んでいたのか、花とともにメジロが登場します。スマホで写真を撮る人をよく見かけます。それなりの市民の散策、心の保養場所です。それを潰して、消防署を建設予定とは、反対です。</p> | <p>新中崎分署建設予定地の生態系への影響につきましては、生物の専門家の方から生態系がまとまってあるような場所ではないと伺っております。</p> <p>新中崎分署建設予定地は海岸線を埋め立てた場所であり、国道28号の開通や現市役所が建設された昭和45年以降に造成や植樹により現在の姿になっていることを見ますと、市役所新庁舎や周辺整備によって生まれる新たな緑地につきましても、年月を経てその場所に適応した動植物の育成が進んでいくものと考えております。</p> |
| 50 | <p>新中崎分署建設計画の予定地は長い間、草地の状態が続いていて、中崎緑地と一体となった草地特有の生態系が維持されてきています。近所の方でも気づかない方もおおいのですが、毎年、秋期にはトンボの大群が飛来します。これ</p>  | <p>新中崎分署建設予定地にある樹木につきましては、枯れが著しい樹木や移植しても活着の可能性が低い樹木などを除き、中崎遊園地内に移植する予定です。</p> <p>なお、市道明石中央53号線北側法面の松林は現状のままとなります。</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>は、肉食のトンボにとって良好な餌となる昆虫類が草地に多く生息するためです。</p> <p>また、こういった草地生態系の食物連鎖高位種であるニホントカゲも生息しています。</p> <p>計画予定地での生物調査を実施すれば、すぐに確認できる種です。こういった生物が都市部の狭小な草地に見られるのは、たいへん珍しく貴重なことだと思われます。特にニホントカゲは、明石の大切にしたいいきもの=レッドリスト(絶滅の危機にある種)の B ランクに指定されていて、「生息・生育環境の保全に努めるべき種」とされています。</p> <p>救命・救急の最前線である消防分署は、たいへん重要で市民生活に多大な影響をおよぼす不可欠な施設ですが、わざわざ保全が要求される貴重種が生息する草地に計画するより、他により適した場所があるのではないかと思われます。</p> <p>「環境にやさしい庁舎を目指す」、としているこの新中崎分署建設計画でも生息環境の保全に努めるべき(=責任をとる行動)事が要求されますし、明石レッドリストにそう規定されています。どのようにニホントカゲの生息環境の保全に努めるのかについて、ご説明いただきたいと思ひます。別の場所にあたらしく緑地を造成しても、同じ環境はつくれません。今、明石の大切にしたい生物が生息している環境をどのように保全するのか、ご説明いただきたいと思ひます。</p> |  |
| 51 | <p>マツ林の景観を大切にしてください。私は、3年間程、南二見の海浜公園のマツ林が無くなるように隣接地の工場に松くい虫の駆除を呼びかけてきて明日ぐらいまでに駆除されます。50年生以上の松林は景観の重要要素です。明石市の木はなんですか！？つい松といいそうです。巨木調査では、大きな木がなくて、明石公園のヤマモモにした、と伝え聞いています。砂浜海岸の松は全て人間が植えて育ててき</p>  |  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | た人工林です。土壌が肥沃にならないように松葉をかいてきたのです。放っておくと広葉樹が入ってきます。マツ林で覆われた中崎の砂州の生態系を壊さないでください。  |  |
| 52 | これ以上に環境破壊が為されないよう…「生態系が保たれている場」でありますように。以前、中崎緑地には海から続く水の流れがあって、潮の干満によってボラが行き来していました。そこを暗渠にしたことによって、ボラは言うまでもなく、どれだけ多くの生命が奪われたことでしょうか。それでも、何十年も経た今、生き物たちは新たな生態系を作り上げています。それを奪ってまで建物を建てることは、市民たち（取り分け子どもたち）に、生命をナイガシロにしても構わないというマイナスのメッセージを送ることになります。 |  |
| 53 | 新中崎分署建設予定地内にある公園の利用状況を調査して、その結果を公表してください。  | 新中崎分署建設予定地につきましては、明石市都市計画審議会による審議結果を踏まえ、公園の都市計画変更を経て建設予定地としておりますので、公園としての利用状況の調査を行う予定はありません。   |
| 54 | 地球温暖化防止のための取り組みを説明するために、新設緑地の面積と植栽する樹木の体積を記入すべきです。併せて、伐採した樹木の体積を記入すべきです。   | 新中崎分署敷地内の緑地の具体的な面積につきましては、実施設計において設計を進めてまいります。なお、新設樹木や一部移植する既設樹木は、剪定や季節による成長の変化があるため体積の算出は出来かねます。<br>新設緑地につきましては、明石港東外港地区との一体的な土地利用を検討する中で、兵庫県とも協議しながら引き続き確保について検討してまいります。 |

(9) 災害対策計画について

| No. | ご意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|--|
| 55  | 国道 28 号の将来は、沿道に接する東外港の開発や、大蔵海岸埋め立て地の開発、新規集客施設等の立地等が予測され、交通量は増え続けることが容易に予測される。新分署はこの国道を経由しない限り「出勤」できない致命的 | 新中崎分署建設予定地につきましては、署所配置、出勤経路、自然災害対策等、様々な条件を総合的に判断して本市消防行政を推進する上で適地であると考えております。<br>ご意見にある「現場到着時間 4 分 30 秒」は、 |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>な欠陥を有している。明石市消防局の消防車の現地到着時間は現状でも8分を超えており、国が求めている「現着時間4分30秒」の目標を大きく上回っている。消防局長は「全国平均よりも短い」等の見当違いの答弁を市議会で行っている噴飯ものだ。「サイレンを鳴らして、道を空けてもらい出動経路を確保する」という精神論の問題ではない。「一分一秒を争う緊急自動車の出動経路の確保」という消防の責任をどう果たすのか？</p>                                    | <p>都市形態や地域実情が様々ある中で、一定条件の下で建築物が火災になった場合の延焼阻止モデルで算定されているもので、消防ポンプ自動車が出動から現場到着時までの走行限界時間として一定の考え方が示されているものです。</p> <p>明石市の消防ポンプ自動車は消火水を積載しており、小型化により火点に直近して速やかな消火活動を実施することができます。</p> <p>なお、救急車の現場到着時間ですが、令和4年では全国平均10.3分のところ明石市は9.2分、令和5年では全国平均は公表されておりませんが、明石市は8.4分となっております。</p>                                       |
| 56 | <p>南海トラフ地震等の大津波発生時に、緊急車両を退避、避難させることが現実に可能かどうか？避難車両でござった返す国道28号や市内主要道路を経て、どれだけの時間でどこへ避難させるのか、具体的な対応策を示すべきではないか？</p>   | <p>市に大きな影響を及ぼす地震として、明石市ハザードマップでは南海トラフ巨大地震発生時、最大震度6強（全壊棟数2,313棟）、最高津波水位2.0mと想定されています。</p> <p>明石市地域防災計画により、勤務時間外の職員は震度5弱以上で参集することとなっております。参集後は出動要請により非常用車両を活用して火災、救助、救急対応を行うため、津波到達までの間に全車両が出動し災害対応を行う状況が考えられます。</p> <p>南海トラフ地震の発生により想定される津波の最短到着時間は115分であり、その間に車両を活用した住民の避難を促す避難支援活動も行いながら、JR以北エリアへの車両移動を想定しています。</p> |
| 57 | <p>国道28号線の路面はTP+3.5です。駐車場の床は同じレベルとなっています。そのために駐車場の浸水が想定される場合には、消防車両は高台に避難すると記載されていますが、想定している高台の具体的な名称を基本計画に記載すべきです。</p>  | <p>明石市のハザードマップでは、明石市における南海トラフの最高津波水位は2mです。これは南海トラフ最大クラスの津波を想定し、各月の最高満潮位の平均値に波高と地盤沈降量（地震による海底地盤の沈降）を加えて算出されたものです。また、ハザードマップには、さらに厳しい想定のもと津波を警戒する範囲として3mラインを記載しており、新中崎分署につきましては、地盤レベルを標高3.6mとする計画です。</p> <p>なお、地震や津波想定は地域全体の災害への備えに関わる事項であるため、設計時の検討項</p>  |
| 58 | <p>明石市のハザードマップでは、津波の高さはTP+2.0と想定されています。この場合、最大波高は津波の高さの倍のTP+4.0になります。一方、明石の満潮時には海面の高さはTP+1.0以上になります。したがって、満潮時に津波が到達すれば、最大波高は、TP+5.0以上に達します。さらに、南海トラフ地震が発生した場合には、津波の周期は数十分にもなると想定されますので、その数十分の間、切れ目なく押し寄せてきた大量の海水は、上ノ丸台地に遮られて、上ノ丸台地の南一帯はプール</p> | <p>明石市のハザードマップでは、明石市における南海トラフの最高津波水位は2mです。これは南海トラフ最大クラスの津波を想定し、各月の最高満潮位の平均値に波高と地盤沈降量（地震による海底地盤の沈降）を加えて算出されたものです。また、ハザードマップには、さらに厳しい想定のもと津波を警戒する範囲として3mラインを記載しており、新中崎分署につきましては、地盤レベルを標高3.6mとする計画です。</p> <p>なお、地震や津波想定は地域全体の災害への備えに関わる事項であるため、設計時の検討項</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>状になります。その場合に新中崎分署付近において想定される最大波高を基本設計に記載して下さい。</p> | <p>目の1つではありますが、設計書に明示すべき数値ではないため、掲載については考えておりません。</p> |
|---|---|

(10) その他

| No. | ご意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|--|
| 59  | <p>新分署計画のこうした問題点は、2019年12月の新庁舎基本計画(素案)で新庁舎建設後の市役所敷地を売却する案を前提に新分署を敷地外に移設することを政策局が決めたことから生じています。しかし、敷地売却計画は市民や議会からの反対の声で4カ月後の2020年3月には敷地売却しない計画に修正した新庁舎基本計画が決定されています。本来ならこの時点で、政策局は敷地外への分署移転を変更し、現在地か敷地内のしかるべき位置等に建て替え場所を変更しなければならなかったのです。</p> <p>ところが縦割り行政の悲しさからか、分署建て替え事業は「消防局の仕事」と政策局の視野にはなく、消防局もまたこの時点で計画の変更を求めなかったことから“悲劇”が始まっています。その後、消防局は2021年1月に新分署建設の基本計画を策定し、昨年3月には改定版を策定しましたが、その直後に就任した新市長が「不適切な計画である」として見直しを指示するチャンスもあったにもかかわらず、「既決定」計画の見直しを行う勇気も持たず数々の問題点を指摘されながら的確な対応に踏み切らなかった結果が、今日の状況です。</p> <p>ウソを嘘で塗り固め、無理を承知で押し通した計画は必ず将来、綻びが生じます。今からでも遅くはありません。計画を根底から見直すことです。市民からの公開質問に対して市は「計画を見直せば、新庁舎の完成時期に間に合わない」という理由を挙げていますが、敷地の売却を止めた現在、新庁舎の完成時期に合</p> | <p>新中崎分署建設につきましては、市役所新庁舎整備を検討する中で、あわせて検討を開始したことから、市役所新庁舎建設基本計画(令和2年3月)の策定に向けた取組において整備場所の考え方を示し、意見公募手続きを実施して頂いたご意見を踏まえ、検討した結果を明石市議会に報告した上で決定したものです。</p> <p>また、市民参画条例第6条第1項の規定に基づき意見交換会を行うほか、近隣住民の方々への説明としまして、予定地東側に隣接する店舗、マンション、相生町町内会役員の方々には移転計画について説明を行うなど、市民や近隣住民、関係者に対し必要なプロセスも踏んでおります。</p> <p>なお、すでに実施済みである予定地の境界確定、土質調査の際には回覧でのお知らせも実施しており、近隣住民の方々のご理解を得ながら手続きを進めております。</p> <p>建設予定地につきましては、署所配置、出動経路、自然災害対策等、様々な条件を総合的に判断し、本市消防行政を推進する上で適地であると考えております。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | わせねばならない理由は微塵もありません。  |  |
| 60 | <p>今回の基本設計概要書に対して、本計画については初めて意見募集手続きが取られました。市民参画条例では2つ以上の市民参画手続きをとるよう市長に義務付けられています。明石市では、通常は市民意見公募（いわゆるパブコメ）と同時に市民説明会を開催することが多いですが、本計画については「市民説明会」の計画は明らかにされていません。</p> <p>新分署計画は基本計画の策定段階からパブコメや市民説明会を行わず、市民参画条例に基づく手続きを行わないまま事業を進めています。市民の暮らしの安全に深くつながる消防活動の拠点の移転建て替えにもかかわらず、こうした“手抜き”が許されるはずがありません。市自らがコンプライアンス違反を行うことのないよう、きちんと手続きを履行されるように求めます。</p> |  |
| 61 | 「中崎緑地の一部を公園区域から外していたことは納得できない」の声が多々です。一部だけ何故？と市民が思うのは当然です…あまりに不自然ですから。今回の建設予定について、これを知った人たちは一様に驚いています。市民参画の実現を今こそ！  |  |
| 62 | <p>移設地を再考すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近辺住民の思い、もちろん一般市民も。</li> <li>・自然・環境・歴史を考えて。</li> <li>・地形・面積・交通状況からも。</li> </ul>   |  |
| 63 | <p>意見公募手続は、広報あかし4月15日号にて公表されました。意見提出期間は30日を下回っています。ところが、市民参画条例第11条第3項に定めるとおり、その意見提出期間が30日を下回った理由を記載していません。したがって、当該意見公募手続は市民参画条例第11条第3項に違反した瑕疵ある行政行為です。明らかにしていません。</p> <p>消防局は、当該違反にかかる今後の対応について説明する責務があります。</p>   | <p>新中崎分署の基本設計に対する意見公募手続の公表につきましては、市民参画条例第9条に規定する2以上の方法として、4月8日に市ホームページで公開したほか、3市民センター、行政情報センター、あかし総合窓口、消防局にて閲覧、配布しており、意見提出期間は5月7日までの30日間としております。</p> |